

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課（市民健康館）																									
件 名	がん検診																									
契 約 内 容	医療機関におけるがん検診に関する業務 種別：胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん（X線）、前立腺がん 対象：胃：30歳以上、肺・大腸：35歳以上、子宮：20歳以上、乳：40歳以上、 前立腺：50歳以上 胃がんリスク検診（血液検査） 対象：40歳以上で過去リスク検診を受けたことが無い人（生涯1回限り）																									
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	令和2年4月1日																									
契 約 相 手 方	一般社団法人 尾北医師会																									
契 約 金 額	1件あたりの委託単価はがんの種類により異なる。（予算155,292,110円） 実施人数により受託医療機関に支払う																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般社団法人尾北医師会に委託することで、市民にとって地域医療に貢献している身近な医療機関で検診を受けることができ、検診後も早期治療や経過観察など継続した医療に結び付けやすい。 そのため、地元医師会に委託することが、市民にとって有益であるとし、随意契約の方法による契約を締結するもの。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課（市民健康館）

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課(市民健康館)																									
件 名	肝炎検査																									
契 約 内 容	肝炎検査の委託 対象：40歳以上でこれまでに職場等で肝炎検査を受けたことが無い人 （生涯一回限り） 内容：血液検査																									
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	令和2年4月1日																									
契 約 相 手 方	一般社団法人 尾北医師会																									
契 約 金 額	1件あたりの委託単価5,379円（予算 1,662,111円） 実施人数により受託医療機関に支払う																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般社団法人尾北医師会に委託することで、市民にとって地域医療に貢献している身近な医療機関で検査を受けることができ、検査後も早期治療や経過観察など継続した医療に結び付けやすい。 そのため、地元医師会に委託することが、市民にとって有益であるとし、随意契約の方法による契約を締結するもの。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課(市民健康館)

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課																									
件 名	健康増進ウォーキングスマートフォンアプリケーション運用保守業務（令和2年度分）																									
契 約 内 容	健康増進ウォーキングスマートフォンアプリケーション運用保守業務（令和2年度分）を委託する。																									
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	令和2年4月1日																									
契 約 相 手 方	株式会社中央ジオマックス																									
契 約 金 額	385,000円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	健康増進ウォーキングスマートフォンアプリケーションは平成29年度に構築し、継続して運用及び保守業務を施行していくものであり、アプリの運用及び保守業務に対応することはアプリの構築を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、アプリ構築事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	健康推進課（保健センター）																									
件 名	犬の登録鑑札・狂犬病予防注射済票交付及び手数料徴収事務																									
契 約 内 容	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第1項及び第5条第1項に規定された犬の登録鑑札・注射済票交付及び手数料の徴収業務																									
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	令和2年4月1日																									
契 約 相 手 方	愛知北開業獣医師連絡協議会																									
契 約 金 額	1,117,600円を超えない範囲 犬の登録：300円×270件×消費税=89,100円 注射済票：275円×3,400件×消費税=1,028,500円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	狂犬病予防注射は、多くの場合動物病院で接種されており、その場で犬の登録鑑札・注射済票交付及び手数料の徴収を実施できることが合理的であるが、動物病院毎に単価契約することは不効率である。 市内及び近隣の獣医師が所属している愛知北開業獣医師連絡協議会と契約することがもっとも合理的かつ経済的であり、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、選定業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康推進課（保健センター）

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課 (市民健康館)																									
件 名	犬山市休日急病診療所業務																									
契 約 内 容	犬山市休日急病診療所業務																									
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	令和2年4月1日																									
契 約 相 手 方	一般社団法人 尾北医師会																									
契 約 金 額	29,514,402円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般社団法人尾北医師会に委託することで、地域の一時医療に精通及び貢献している医師を派遣することができ、市民の安全を守るためには必要である。 そのため、地元医師会の委託することが、市民にとって有益であるとし、随意契約の方法による契約を締結するもの。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先

健康福祉部 健康推進課(市民健康館)

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課 (市民健康館)																									
件 名	犬山市訪問看護ステーション業務																									
契 約 内 容	犬山市訪問看護ステーション業務																									
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	令和2年4月1日																									
契 約 相 手 方	一般社団法人 尾北医師会																									
契 約 金 額	24,124,000円 実績に応じて精算																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市訪問看護ステーションは、一般社団法人尾北医師会の医師による指示書に基づき、適切な看護をしており、一般社団法人尾北医師会と随意契約を締結することで、医師との連携及び調整業務が円滑できめ細やかな対応をすることができるため、随意契約の方法による契約を締結するもの。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先

健康福祉部 健康推進課(市民健康館)

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康推進課	
件 名	任意検診業務	
契 約 内 容	市が任意で行う検診（胃がんリスク検診・緑内障検診・糖尿病眼科検診）	
契 約 期 間	令和2年4月1日～令和3年3月31日	
契 約 締 結 日	令和2年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人尾北医師会	
契 約 金 額	胃がんリスク検診5,104円/人, 緑内障検診3,971円/人, 糖尿病眼科検診5,313円/人 5,634,400円 実績に応じて支出、支払は一般社団法人尾北医師会所属の医療機 関に直接支払い	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	<input type="radio"/> 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	検診等を受診する際に、多くの市民は一般社団法人尾北医師会に加入している地元の病院や診療所を利用するため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康推進課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康推進課	
件 名	保健事業等に関する業務	
契 約 内 容	健康増進法第4条に基づく地方自治体が実施すべき健康推進事業（肝炎検査・胃がん検診・子宮頸がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・前立腺がん検診）	
契 約 期 間	令和2年4月1日～令和3年3月31日	
契 約 締 結 日	令和2年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人尾北医師会	
契 約 金 額	156,444,821円 各検診ごとに単価が異なり、実績に応じて支払う。	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	検診等を受診する際に、多くの市民は一般社団法人尾北医師会に加入している地元の病院や診療所を利用するため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康推進課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課																									
件 名	子育て支援アプリ運用及び保守業務（令和2年度分）																									
契 約 内 容	子育て支援アプリの運用及び保守業務（令和2年度分）を委託する。																									
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	令和2年4月1日																									
契 約 相 手 方	株式会社 ミラボ																									
契 約 金 額	703920円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第6号</td> <td>競争入札に付することが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。		第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。																								
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及び 業者選定の理由	<p>子育て支援アプリは平成30年度に構築し、継続して運用及び保守業務を施行していくものであり、アプリの運用及び保守業務に対応することはアプリの構築を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、アプリ構築事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康推進課	
件 名	歯科保健事業に関する業務	
契 約 内 容	健康増進法第19条の2、母子保健法第10条、第12条、第13条に基づき地方自治体 が実施すべき歯科保健事業（パパママ教室、産婦歯科健康診査、1歳6か月児健康診査・ 2歳3か月児歯みがき教室・3歳児健康診査・39歳以下健康診査） 歯科医師会との契約であるが、支払形態は業務にあたった会員の歯科医師に報償費として 支払う。	
契 約 期 間	令和2年4月1日～令和3年3月31日	
契 約 締 結 日	令和2年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人犬山扶桑歯科医師会	
契 約 金 額	3,018千円の範囲内 従事時間の実績に応じて支払う。	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がい ないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随 意 契 約 の 理 由 及 業 者 選 定 の 理 由	<p>歯科保健事業は、子どもから大人まで市民の歯の健康保持、疾病の早期発見のために行う 事業であり、健診後に治療が必要な場合、一般的に地域の歯科診療所を受診することにな るため、業者委託よりも、地元歯科医師会へ事業受託の協力を求めることが市民のため になるため。</p> <p>また、普段においても健診等を利用する市民の多くが、一般社団法人犬山扶桑歯科医師会 に加入している地元の診療所を利用するため。</p>	
そ の 他 特 記 事 項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康推進課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康推進課 (保健センター)	
件 名	妊産婦・乳児健康診査事業	
契 約 内 容	母子保健法に基づく地方自治体が実施すべき健康診査事業 県医師会・地元医師会との契約であるが、支払形態は実施した会員の医療機関に委託料が支払われる。	
契 約 期 間	令和2年4月1日～令和3年3月31日	
契 約 締 結 日	令和2年4月1日	
契 約 相 手 方	尾北医師会、愛知県医師会	
契 約 金 額	健診回数別による単価契約 (予算額 48,950,000円) 健診受診人数、健診の種別により実施医療機関に支払うもの	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	妊産婦、乳児の健康診査は、多くの市民は2市2町を含めた愛知県内の病院や診療所で受けており、愛知県内で補助額を統一して妊産婦・乳児健康診査事業を実施しているため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康推進課(保健センター)

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康推進課	
件 名	母子保健事業に関する業務	
契 約 内 容	母子保健法第12条に基づき地方自治体が実施すべき健康診査事業（4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査） 医師会との契約であるが、支払形態は業務にあたった会員の医師に報償費として支払う。	
契 約 期 間	令和2年4月1日～令和3年3月31日	
契 約 締 結 日	令和2年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人尾北医師会	
契 約 金 額	2,217千円の範囲内 従事時間の実績に応じて支払う。	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	乳幼児健康診査は、乳幼児の健康状態の確認、疾病の早期発見、早期治療のため実施するが、診察、総合判定により、要観察、要精密、要医療になった場合、地域の医療機関を利用することが多いため、健康管理においても市民に都合がよい。 また、普段においても健診等を利用する市民の多くが、一般社団法人尾北医師会に加入している地元の診療所を利用するため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康推進課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康推進課 (保健センター)	
件 名	予防接種事業	
契 約 内 容	予防接種法に基づく地方自治体が実施すべき予防接種事業	
契 約 期 間	令和2年4月1日～令和3年3月31日	
契 約 締 結 日	令和2年4月1日	
契 約 相 手 方	尾北医師会、愛知県医師会	
契 約 金 額	ワクチンの種類別による単価契約 (予算額 197,981,000円) ワクチンの種類、接種人数により接種医療機関に支払うもの	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契 (1人による見積りとなった場合 (契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	乳幼児、学童、高齢者の予防接種は、多くの市民は地元の病院や診療所を利用しており、尾北医師会管内 (2市2町) での実施が多く、2市2町で共通の価格での実施をしている。かかりつけ医が尾北医師会管内以外の愛知県内の医療機関の場合は、愛知県広域予防接種事業として実施している。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康推進課(保健センター)

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	高齢者支援課																									
件 名	在宅医療・介護連携推進事業業務委託																									
契 約 内 容	地域支援事業実施要綱の規定に基づき実施する、在宅医療・介護連携推進事業に係る業務。医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的にするために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。																									
契 約 期 間	令和2年4月1日～令和3年3月31日																									
契 約 締 結 日	平成2年4月1日																									
契 約 相 手 方	一般社団法人 尾北医師会																									
契 約 金 額	5,101,000円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>尾北医師会は、平成27年度より愛知県からの委託事業として在宅医療・介護連携推進のための体制整備事業を医師会管内で実施しており、業務に関する実績がある。また、医療と介護の関係者の連携は市町村を超え実施することも多く、医師会単位で統一した取り組みを行うことでより効率的な連携推進事業が実施できることから、選定業者に随意契約することが適している。</p> <p style="text-align: center;">（契約期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日）</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 高齢者支援課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	高齢者支援課																									
件 名	犬山市生活支援コーディネーター業務委託																									
契 約 内 容	<p>介護保険法及び地域支援事業実施要綱の規定に基づき実施する生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターに関する業務。 地域情報共有の場である協議体の設置・開催を通じ、地域住民や民間企業等と協働し、地域の実情に応じた生活支援サービスの創出等を実施する。</p>																									
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	令和2年4月1日																									
契 約 相 手 方	一般社団法人 和顔の輪																									
契 約 金 額	6,122,160円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>高齢者福祉及び障害者福祉の分野において活動実績がある事業者であること、また、事業の実施には各所と継続的な関わりが必要となるが、同事業者においては、現在も地域において地域住民及び関係団体と協働して多様な活動を行っていることから、競争入札に適さないものである。 （契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日）</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 高齢者支援課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部高齢者支援課																									
件 名	地域包括支援センターシステム保守																									
契 約 内 容	地域包括支援センターシステムの維持及び運用保守全般の委託契約																									
契 約 期 間	令和2年4月1日～令和3年3月31日																									
契 約 締 結 日	令和2年4月1日																									
契 約 相 手 方	株式会社フューチャーイン																									
契 約 金 額	4,249,300円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	定期的な機能強化や介護保険法改正等に対応したシステム改修の適用作業も委託業務に含まれるため、相手方はシステム版權を所有する事業者と連携関係にある事業者に限定され、かつ、障害発生時の緊急事態に早急に対応するために近隣に営業拠点がある必要もあるため。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部高齢者支援課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部高齢者支援課																									
件 名	犬山市老人クラブ連合会指導員派遣																									
契 約 内 容	犬山市老人クラブ連合会へ、連合会及び各単位クラブの活動に対し助言・指導をする職員を派遣する業務の委託																									
契 約 期 間	令和2年4月1日～令和3年3月31日																									
契 約 締 結 日	令和2年4月1日																									
契 約 相 手 方	犬山市社会福祉協議会																									
契 約 金 額	1,291,116円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	老人福祉法の規定に基づき老人福祉の増進を図るにあたり、指導員による適切な助言・指導により老人クラブ活動の自主的な運営が促進されることを目的としており、派遣される指導員には老人クラブの活動に精通しており、また、クラブ会員等と高い信頼関係にあることも要求されるため。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先

健康福祉部高齢者支援課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	高齢者支援課	
件 名	高齢者短期入所事業	
契 約 内 容	犬山市高齢者短期入所事業実施要綱及び関係諸法令に基づき、養護老人ホームの居室を利用し、短期入所させ、自立した生活を行うための体調調整等の支援を行い、本人及びその家庭の福祉向上を図る	
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日	
契 約 締 結 日	令和2年4月1日	
契 約 相 手 方	養護老人ホームぬく森	
契 約 金 額	7,073円/日	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	養護老人ホーム内に設置する居室において短期入所させ、入所者の支援を行うものであり、専門的な技術を持つ事業者として、養護老人ホームを運営する事業者に限定されるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 高齢者支援課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	高齢者支援課	
件 名	犬山市地域包括支援センター運営委託（羽黒・池野地区）	
契 約 内 容	介護保険法の規定に基づき実施する、地域包括支援センターに係る業務。適切な包括的支援事業や指定介護予防支援事業を切れ目なく提供する業務を実施する。	
契 約 期 間	令和2年4月1日～令和3年3月31日	
契 約 締 結 日	令和2年4月1日	
契 約 相 手 方	医療法人啓友会	
契 約 金 額	23,152,800円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>地域包括支援センターを構成するメンバーとして、主任ケアマネ、保健師、社会福祉士、地域づくり担当（先の3職種の資格を有する者）を必要とする。それぞれの専門職が多角的な視点でアセスメントや介入を行うことが当事業の特徴であり、専門職間の細かな連携が必須である。そのため、それらの専門職の確保が可能であること、連携が取りやすい環境であること、地域包括支援センター業務に関する知識と支援実績があることという条件を満たす法人は選定業者のみであり、競争入札に適さないものである。</p> <p>（契約期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日）</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 高齢者支援課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	高齢者支援課																									
件 名	犬山市地域包括支援センター運営委託（楽田地区）																									
契 約 内 容	介護保険法の規定に基づき実施する、地域包括支援センターに係る業務。適切な包括的支援事業や指定介護予防支援事業を切れ目なく提供する業務を実施する。																									
契 約 期 間	令和2年4月1日～令和3年3月31日																									
契 約 締 結 日	令和2年4月1日																									
契 約 相 手 方	社会福祉法人白寿苑																									
契 約 金 額	22,298,400円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	地域包括支援センターを構成するメンバーとして、主任ケアマネ、保健師、社会福祉士、地域づくり担当（先の3職種の資格を有する者）を必要とする。それぞれの専門職が多角的な視点でアセスメントや介入を行うことが当事業の特徴であり、専門職間の細かな連携が必須である。そのため、それらの専門職の確保が可能であること、連携が取りやすい環境であること、地域包括支援センター業務に関する知識と支援実績があることという条件を満たす法人は選定業者のみであり、競争入札に適さないものである。 （契約期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日）																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 高齢者支援課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	高齢者支援課																									
件 名	犬山市地域包括支援センター運営委託（城東地区）																									
契 約 内 容	介護保険法の規定に基づき実施する、地域包括支援センターに係る業務。適切な包括的支援事業や指定介護予防支援事業を切れ目なく提供する業務を実施する。																									
契 約 期 間	令和2年4月1日～令和3年3月31日																									
契 約 締 結 日	令和2年4月1日																									
契 約 相 手 方	社会福祉法人ともいき福祉会																									
契 約 金 額	22,471,200円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	地域包括支援センターを構成するメンバーとして、主任ケアマネ、保健師、社会福祉士、地域づくり担当（先の3職種の資格を有する者）を必要とする。それぞれの専門職が多角的な視点でアセスメントや介入を行うことが当事業の特徴であり、専門職間の細かな連携が必須である。そのため、それらの専門職の確保が可能であること、連携が取りやすい環境であること、地域包括支援センター業務に関する知識と支援実績があることという条件を満たす法人は選定業者のみであり、競争入札に適さないものである。 （契約期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日）																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 高齢者支援課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	高齢者支援課	
件 名	犬山市地域包括支援センター運営委託（犬山北地区）	
契 約 内 容	介護保険法の規定に基づき実施する、地域包括支援センターに係る業務。適切な包括的支援事業や指定介護予防支援事業を切れ目なく提供する業務を実施する。	
契 約 期 間	令和2年4月1日～令和3年3月31日	
契 約 締 結 日	令和2年4月1日	
契 約 相 手 方	医療法人啓友会	
契 約 金 額	23,408,800円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>地域包括支援センターを構成するメンバーとして、主任ケアマネ、保健師、社会福祉士、地域づくり担当（先の3職種の資格を有する者）を必要とする。それぞれの専門職が多角的な視点でアセスメントや介入を行うことが当事業の特徴であり、専門職間の細かな連携が必須である。そのため、それらの専門職の確保が可能であること、連携が取りやすい環境であること、地域包括支援センター業務に関する知識と支援実績があることという条件を満たす法人は選定業者のみであり、競争入札に適さないものである。</p> <p>（契約期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日）</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 高齢者支援課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	高齢者支援課																									
件 名	犬山市地域包括支援センター運営委託（犬山南地区）																									
契 約 内 容	介護保険法の規定に基づき実施する、地域包括支援センターに係る業務。適切な包括的支援事業や指定介護予防支援事業を切れ目なく提供する業務を実施する。																									
契 約 期 間	令和2年4月1日～令和3年3月31日																									
契 約 締 結 日	令和2年4月1日																									
契 約 相 手 方	社会医療法人志聖会総合犬山中央病院																									
契 約 金 額	22,908,000円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	地域包括支援センターを構成するメンバーとして、主任ケアマネ、保健師、社会福祉士、地域づくり担当（先の3職種の資格を有する者）を必要とする。それぞれの専門職が多角的な視点でアセスメントや介入を行うことが当事業の特徴であり、専門職間の細かな連携が必須である。そのため、それらの専門職の確保が可能であること、連携が取りやすい環境であること、地域包括支援センター業務に関する知識と支援実績があることという条件を満たす法人は選定業者のみであり、競争入札に適さないものである。 （契約期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日）																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 高齢者支援課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	高齢者支援課	
件 名	犬山市認知症初期集中支援事業業務	
契 約 内 容	地域支援事業実施要綱の規定に基づき実施する、認知症初期集中支援チームに係る業務。適切な医療や介護サービスに繋がっていない対象者に対する訪問支援、介入方法などを関係者間で検討する会議の開催、認知症に関する普及啓発活動等を実施する。	
契 約 期 間	令和2年4月1日～令和3年3月31日	
契 約 締 結 日	令和2年4月1日	
契 約 相 手 方	社会医療法人 志聖会 総合犬山中央病院	
契 約 金 額	4,450,120円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>チームを構成するメンバーとして、医療系専門職、介護系専門職、専門医を必要とする。それぞれの専門職が多角的な視点でアセスメントや介入を行うことが当事業の特徴であり、専門職間の細かな連携が必須である。そのため、それらの専門職の確保が可能であること、連携が取りやすい環境であること、認知症に関する知識と支援実績があることという条件を満たす法人は選定業者のみであり、競争入札に適さないものである。</p> <p>（契約期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日）</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 高齢者支援課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	福祉課	
件 名	生活保護システム保守業務委託	
契 約 内 容	生活保護システム年間保守業務 ・基準改定等対応（国庫補助対象となる大規模改修を除く。） ・システム（ソフトウェア）対応	
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和2年4月1日	
契 約 相 手 方	北日本コンピューターサービス 株式会社	
契 約 金 額	1,402,500円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	運用中の生活保護システムが北日本コンピューター(株)製のパッケージシステムで、その内容が外部に公開されていないことから、業務を行うことがシステムを構築した事業者に限られるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 福祉課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 保険年金課	
件 名	国保レセプト等二次点検業務委託	
契 約 内 容	国民健康保険被保険者の加入資格の有無等に係る点検(資格点検)や、国が定めた算定基準等による点検やレセプトとの整合性の確認等を行い、診察・検査・投薬等の診療内容について、正しい請求が行われているかどうかを点検する。	
契 約 期 間	R2. 4. 1～R3. 3. 31	
契 約 締 結 日	R2. 4. 1	
契 約 相 手 方	愛知県国民健康保険団体連合会	
契 約 金 額	レセプト二次点検業務 1 件9. 90円 国民健康保険療養費支給申請書に係る二次点検業務 1 件3. 30円 予定総額3, 124, 000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
		第 1 号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第 2 4 条の 3 第 1 項第1号及び第 2 号の規定による場合を除く））
	○	第 2 号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第 3 号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第 5 号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第 6 号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第 8 号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第 9 号 落札者が契約を締結しないとき。
随 意 契 約 の 理 由 及 業 者 選 定 の 理 由	本業務は、診察・検査・投薬等の診療内容に係る内容点検や国が定めた算定基準等による点検やレセプトとの整合性の確認等が必要であり、その作業には診療報酬制度に精通し、また、制度改正に伴う対応が迅速且つ適正に行えるなど専門性が必要である。犬山市等県内の全市町村を会員として事業運営している愛知県国民健康保険団体連合会は国民健康保険法第83条に基づく公法人であり、医療機関等からの診療報酬明細書の一次審査・支払を行っているため、診療報酬制度に精通し、制度改正にも迅速かつ適正に行える上、市民の病歴等が記載されている診療報酬明細書を取り扱う際の個人情報保護の観点からも、契約の性質が競争入札に適さないため随意契約としています。	
そ の 他 特 記 事 項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 保険年金課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 保険年金課	
件 名	国保情報データベース保守業務	
契 約 内 容	国民健康保険の補助金申請書類を作成する国保情報データベースの保守業務を行う。	
契 約 期 間	R2. 4. 1～R3. 3. 31	
契 約 締 結 日	R2. 4. 1	
契 約 相 手 方	(株)フューチャーイン	
契 約 金 額	220,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	独自のシステムが組み込まれていて非公開であるため、他の者では解析や改造が困難であるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 保険年金課